

(一社)日本スロージョギング協会公認クラブ規約

第1条(名称)

本会は「(一社)日本スロージョギング協会公認〇〇〇スロージョギングクラブ」と称する。

第2条(団体所在地)

本会の団体所在地は〇〇におく。

第3条(目的と活動内容)

本会は、以下の(一社)日本スロージョギング協会の理念に基づき、スロージョギング活動及び野外活動を通じて、会員相互の親睦をはかる。

【(一社)日本スロージョギング協会公認クラブ設立について】

日本は、平均寿命、健康寿命ともに世界のトップクラスを維持していますが、国民の7割が日常生活において、老後の生活設計や自分の健康についての悩みや不安が多いと報告されています。

私たちは、世界に先行した超高齢化社会に備え、いつまでも楽しく自立した生活を送り、誰もがこの長寿を喜べる社会にする必要があります。その基本として、運動と栄養の正しい知識に基づいた生活習慣の形成と社会参加があります。

スロージョギングの考案者である福岡大学(故)田中宏暁名誉教授は、「ニコニコペース」の運動の健康効果の研究と実証に基づき、ランナーが速く走れるための科学的根拠の究明と共に、メタボ解消や健康寿命延伸のための必要な要素として食事と軽運動を掲げ、なかでも「スロージョギング」を人々の心身の健康を支える運動として、国内外への普及・啓発と指導者の養成に尽力されました。

現在、(一社)日本スロージョギング協会は、運動と栄養知識(食育)や地域活動とコミュニケーション(社会参加・世代間交流)を融合したヘルスツーリズム、スロージョギングダイエットキャンプ®の展開、企業の健康経営サポート、世界的なスロージョギングの普及・貢献などに取り組んでいます。

これまで、各地で設置されている「ジョギングクラブ」や「スロージョギングクラブ」では、指導者の独自性(個性)が強く現れることとなり、「スロージョギング」本来の方向性が不透明になりかねないことから、これまで以上に基本的な知識の共有と活動主体間の協働が求められています。

このような背景の中で、(一社)日本スロージョギング協会は、各地に設立されたスロージョギングクラブを協会公認クラブとして認定して、スロージョギングを楽しく継続できる環境づくりに力を入れて参ります。

◎クラブ理念

1. (一社)日本スロージョギング協会の基本理念であるニコニコペースの理論に基づくトレーニングを実践する。
2. ニコニコペースで楽しく走ることを大切にし、健康寿命延伸を目的とする。
3. クラブ活動を通して生きがいづくり、仲間づくりを実現することを目的とする。

◎スロージョギングクラブ運営の10ヶ条

1. スロージョギングクラブの理念を十分に理解し、目的に賛同したメンバーが加入すること。
2. (一社)日本スロージョギング協会認定アドバンス資格者が指導者として存在すること。
3. スロージョギングについて学ぶ勉強会を年2回程度(運動、栄養、救命救急等)行うこと。
4. クラブ参加者については保険に加入すること。
5. クラブを通して、参加者同士の交流を図ること。
6. クラブを通して、健康づくりへの関心を高めること。
7. クラブ活動中の健康管理については個々の管理とすること。
8. 入退会は会員の自由意思により決められる。
9. 通院中の方は、かかりつけ医に相談して行うこと。
10. クラブ公認料を支払うと同時に商標使用許諾契約書を締結すること。

第4条(会員及び入退会)

1. 第3条に賛同するものを会員とする。
2. 入会、退会の手続きについては各クラブの規定に基づき届け出ること(休会も含む)

第5条(役員)

本会は会員相互の合意により代表者1名、指導者1名以上、事務局・会計係等の役員を選定して運営を図る。

なお、指導者は、(一社)日本スロージョギング協会認定アドバンス資格者であること。

第6条(公認料)

本会は、スロージョギングクラブ公認料として毎年1万円を(一社)日本スロージョギング

協会へ支払う。

第7条(経費・会計)

本会の会費は、会員相互の総意により決定し、会員に会計報告を行う。

第8条(会議・総会)

本会の代表者は必要に応じて会員を招集し、会議や総会を開催することができる。又、年に1度(一社)日本スロージョギング協会へ活動状況を報告する。

第9条(個人情報の取扱い)

活動を行うために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

第10条(規定の改訂、見直し)

本規定は原則として1年毎に、又状況に応じて規約内容を見直し改正するものとする。

この規約は、平成〇〇年〇月〇日より実施する。

以上